

### 3 開発協力の適正性確保のための取組

ODAを中心とする開発協力は、開発途上国の開発、成長だけでなく、日本と途上国との間の友情と信頼関係の確かな絆を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上や、日本自身の平和と繁栄の確保のためにも大いに貢献してきました。その一方で、ODA事業に関連して不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を将来への教訓とするため、評価制度の整備、透明性の向上、事業管理プロセスの改善、受入国や市民社会を含む幅広い関係者との対話の実施など、様々な努力を続けてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた不断の努力を行っていきます。

また、JICAが実施するODAの無償資金協力案件の資金のうち、JICAに交付された後、JICAから先方政府に支払われるまでの間、独立行政法人国際協力機構法に基づき、JICAが管理している資金（以下、「支払前資金」）の扱いにつき、2021年10月20日に財務省の財政制度等審議会で指摘があったことも踏まえ、外務省は、同年11月25日に、この支払前資金を減らし、適正化を図るための改善策を発表しました。

この改善策に則り、プロジェクトの決定から一定の期間が経過したものを精査の上、見通しが立たないものについては、打切り・国庫返納を行うことを検討し、被援助国政府との協議を行うことも含め、今後、適正かつ効率的な無償資金協力予算の執行に一層努めていきます。

なお、JICAは、開発協力の適正性を確保する一環として、環境社会配慮ガイドラインを導入しており、人権、環境および社会への影響に配慮したODAの実施に努めています。

#### (1) 不正行為の防止

ODA事業に関連した不正行為は、適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、国民の税金を原資とするODAへの信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化（不正腐敗情報に係る窓口の強化、第三者検査の拡大など）、ペナルティの強化（排除措置期間の上限引上げ、違約金の引上げ、重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入など）、および排除措置の対象拡大（措置対象者の企業グループや、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者も対象に加えるなど）を行い、不正行為を防止するための取組を強化してきました。

日本は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意のもと、引き続き、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

#### (2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業を中心とする開発協力の実施にあたっては、JICA関係者のみならず、ODAに携わる企業、NGOなど全ての国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。2021年も外務省およびJICAは引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的感染状況を踏まえ、世界各国の開発協力の現場で実務にあたるJICA海外協力隊を含む国際協力事業関係者の渡航支援等を実施しました。

また、2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件後、関係省庁、政府関係機関および有識者が参加した国際協力事業安全対策会議での再検証の結果



©さいとう・たかを

公表された「最終報告」<sup>注23</sup>を受け、外務省およびJICAは、同報告書に記載された安全対策<sup>注24</sup>の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。最終報告以降に常設化された2021年の同会議では、テロ・政情不安および新型コロナという観点から国際協力事業関係者の安全上のリスクとコロナ禍における業務実施について議論を行いました。

新型コロナの感染拡大下においてもテロのリスクは減っておらず、2021年3月、外務省は、国際協力事業関係者を含む国民の海外での安全対策強化のために活用してきた「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」に、感染症流行下でのテロといった「複合化したリスク」への対策の必要性を訴えるエピソードと解説を加え、外務省ホームページへの掲載と増補版冊子の作成を行いました。

2021年8月のカブール陥落以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICAアフガニスタン事務所の現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきました。こうした取組の結果、2022年1月末までに計500名以上の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着しました。日本政府としては、引き続き、米国やカタールをはじめとする関係国と緊密に連携しながら、アフガニスタンに残る邦人および現地職員等の安全確保や必要な出国支援に全力で対応していきます。

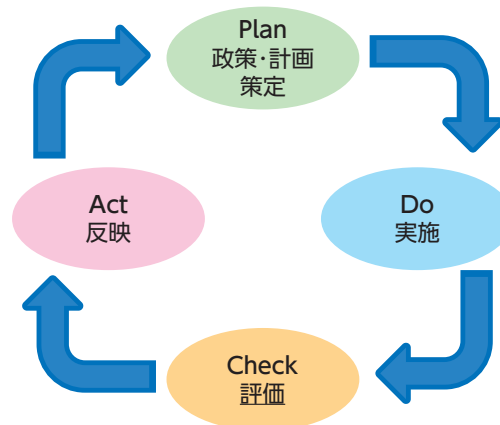
### (3) ODAの管理改善と説明責任

日本はこれまで、ODAの管理改善と説明責任を果たすために、(i) PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、(ii) プログラム・アプローチの強化、(iii) 「見える化」の徹底を進めてきました。

PDCAサイクルの強化について、日本は、(i) す

べての被援助国における国別開発協力方針の策定、(ii) 開発協力適正会議の開催、(iii) 個別案件ごとの指標の設定、(iv) 評価体制の強化といった取組を進めています。

図表Ⅳ-3 PDCAサイクル



より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて経済協力に係る施策等について政策評価を実施<sup>注25</sup>するとともに、客観性や公平性を確保するため第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています<sup>注26</sup>。

第三者評価では、被援助国の開発に役立っているかという「開発の視点」に加え、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」から実施しています。

「開発の視点」では、ODA政策が日本の上位政策や国際的な優先課題、被援助国のニーズとの整合性（政策の妥当性）、実際にどのような効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を実施

<sup>注23</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22\\_000120.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html)

<sup>注24</sup> (1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化、(2) 事業関係者およびNGOの行動規範、(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、(4) 危機発生後の対応、および(5) 外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の5点。

<sup>注25</sup> 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。）」の事後評価を行っている。

<sup>注26</sup> 政策レベルのODA評価（第三者評価）に加え、2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、交換公文（E/N）供与限度額2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成に活かされるよう努めている。

します。「外交の視点」では、日本の国益にどのように貢献することが期待されるか（外交的な重要性）、日本の国益の実現にどのように貢献したか（外交的な波及効果）の2つの基準に基づいて評価を実施しています。

評価結果は、外務省ホームページ<sup>注27</sup>で公表し、国民への説明責任を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と支持を促進しています。

また、JICAも無償・有償資金協力および技術協力の各プロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前、実施中、事後まで一貫した評価を行うとともに、それぞれの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、JICAは外部評価者による事後評価を実施しています。事業の効果を定量的に把握することも重要であり、インパクト評価<sup>注28</sup>の強化にも取り組んでいます。

外務省およびJICAが実施するODA評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準<sup>注29</sup>を踏まえて実施しています。

#### (4) 開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組

近年、人道・開発支援における性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント（SEAH）への国際的な関心が高まっています。2018年10月に英国がSEAHに関する国際会議を主催し、日本を含む主要ドナーは取組の強化に関するコミットメントに署名しました。また、2019年7月には、OECD開発援助委員会

（DAC）において、「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待・セクシャルハラスメントの撲滅に関するDAC勧告」が採択されました。

こうした動きを踏まえ、外務省では、研修などを通じた職員の啓発に加え、国民の理解促進のため、日本の基本的な立場や勧告の概要を外務省ホームページに掲載しています。

JICAにおいても、SEAH<sup>ほくめつ</sup>撲滅に向けての理事長メッセージをホームページに掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を記載し、JICA事業にかかわる幅広い関係者にSEAH防止の重要性を周知しています。また、相談窓口や、万一事案が発生した際の対応およびモニタリング体制の整備にも取り組んでいます。

2021年、外務省NGO研究会「国際協力分野における性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護に関する世界の動向の調査と、日本の国際協力NGOにおける取組に向けたガイドライン等の策定・普及」の実施主体である、国際協力NGOセンター（JANIC）PSEAH（性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護）ワーキング・グループは、「PSEAH性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック」と研究会の報告書を作成しました。また、同年8月に実施された、NGO・外務省定期協議会第1回連携推進委員会においても、SEAH撲滅が議題の一つとなるなど、国内においても関心が高まっています。

2021年12月には、国連諸機関におけるSEAHの予防や対応の一層の取組を求める国連事務総長宛の共同書簡が、英国を中心とする有志国により発出され、日本（林外務大臣）も署名に加わりました。

<sup>注27</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

<sup>注28</sup> 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

<sup>注29</sup> DAC評価基準：1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加された。